

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 関東初の差止訴訟 きものレンタル事業者のキャンセル条項改善で和解

埼玉消費者被害をなくす会が呉服小売専門店「きものファッションすぎやま」を運営する杉山株式会社（本社：羽生市）に対して行った差止請求訴訟は、2010年7月20日の第1回期日において、さいたま地方裁判所熊谷支部で和解が成立しました。

なくす会ではレンタル契約時に使用している『レンタル規約』のオーダーレンタルとプレタレンタルの「キャンセル条項」が消費者契約法第9条と第10条に反するとして、規約の使用差止を求め提訴していました。

### 和解内容はなくす会側の主張が全面的に認められ、キャンセル条項は改善！

#### 《和解した内容》

提訴した上記の請求趣旨①、②、③に加え、以下を約束した。

- ・今後平均的損害を超えるキャンセル料を含む内容の意思表示は一切行わないこと
- ・当会が行う契約についての協議の申し入れには真摯に対応すること
- ・今後消費者からの苦情や相談には真摯に協議に応じ解決に努力すること

なお裁判では杉山株が提示している改正規約条項案に対し、当会として以下を確認した。

- ①キャンセル料発生日が前々年というのは前倒しと思われるため、今後も協議を続ける。
- ②オーダーレンタルは仕立て前に契約者に連絡をいれる。(キャンセル発生時期を明確化)
- ③この規約の内容より後退させることがない(悪くはならない)こと。

7月20日に記者会見を行いNHK・テレビ埼玉の  
ニュースで放映、新聞7社に掲載されました。



#### 今回の差止請求訴訟の意義

杉山株がこれまで使用していたキャンセル条項の使用が差止められたことにより

- \*消費者の被害を将来にわたり防ぐことができた。
- \*従前のキャンセル条項が消費者契約法に照らし無効であることを認識してもらった結果、従前のキャンセル条項で契約した方への救済の道を開くことができた。
- \*他事業者の着物レンタルのキャンセル条項において、今後業界や各事業者と意見交換していく上で参考となる事例となった。

## 第7回 総会 開催報告

6月29日(火)10:30～12:30、浦和コミュニティセンター第13集会室において特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会第7回総会が出席者64人(表決権総数145票中、実出席35票、委任表決2票、書面議決76票 計113票)で開催されました。

山崎悦子理事の司会で始まり、議長に永田康子常務理事、議事録署名人に個人正会員2名を選出、書記になくす会活動委員2名を任命してすすめられました。

### 池本誠司理事長挨拶

関東初の差止請求訴訟を提訴しましたが、当会の目的は訴訟することではなく、地域の消費者力を上げる事です。埼玉県の消費者行政の体制は優れていますが、今後の方向性として行政が地域の消費者団体と連携して取り組んでいくことが必要です。



### 来賓挨拶(埼玉県県民生活部消費生活課 上原満課長)

差止訴訟は同種被害の防止に加え、なくす会の認知を県民及び事業者に高め、適格消費者団体としての役割の評価につながったと言えます。現在、県で重点的に進めている取り組みは市町村の相談窓口の充実と事業者指導の強化です。消費者政策に取り組む上でなくす会の存在は心強いもので、適格消費者団体としての役割はこれから非常に大きいものになっていくと思います。究極の目的は県民が安心して安全な消費生活を営めることにあり、今後も皆様には消費者行政にご協力をいただきたく、皆様方のご健勝とますますのご発展をお祈りします。

### 議案審議

議長から、本総会は定数を満たし、成立しているとの報告が行われた後、伊藤恭一専務理事が第1号議案「2009年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件」の提案を行い、針生圭吉監事から監査報告がありました。第2号議案「定款一部変更の件」第3号議案「役員選任の件」の提案後、3つの議案は満場一致で承認されました。

## 2010年度 役員体制

理事長	池本 誠司(個人・弁護士/消費者庁参与)	理事	宮内 智(久喜市くらしの会)
副理事長	長田 淳(個人・弁護士)		中村 千代子(越谷市消費生活研究会)
	三村 光代(個人・NACS 最高顧問)		森 和江(埼玉県地域婦人連合会)
専務理事	伊藤 恭一(埼玉県消費者団体連絡会)		吉川 尚彦(生協さいたまコープ)
常任理事	宮沢 方子(コーペル)		野村 詞子(生協ドゥコープ)
	山崎 悦子(新日本婦人の会)		大嶋康生(埼玉県生活協同組合連合会)
	永田 康子(埼玉県消費生活コンサルタントの会)		満尾 直樹(個人・弁護士)
監事	関口多恵子(埼玉県消費生活コンサルタントの会)		古久根 章典(個人・司法書士)
	針生 圭吉(生協ドゥコープ)		

今年度は活動委員32名、検討委員22名、事務局2名で活動をしていきます。

\* 事業報告、2010年度計画・予算等についてはなくす会ホームページ(<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>)に掲載してあります。

## 総会記念講演

# 『消費者基本計画の策定とこれからの消費者団体への期待』

講師:羽藤 秀雄氏(消費者庁 審議官)

### 《講演概要》



消費者庁の設置により、国民の期待が大きい中、消費者庁として行うのは現場（地方公共団体や消費者行政職員・相談員・消費者団体など）に頑張ってもらうためのサポート・環境整備への支援です。消費生活で起こる問題の解決策に行政がどう関われるか、消費者行政の現場でどう解決策を提示していくかが問われています。また、新たな「消費者基本計画」では具体的な課題をあげ、毎年見直しも行っていきます。現在の日本の消費者団体の課題は5つあります。①消費者団体相互の関係②国・自治体との関係③多岐にわたる問題点のターゲットの絞り込み④消費者団体の高齢化・硬直化⑤団体の情報受発信能力の向上です。消費者庁・消費者行政はこれまでの官庁の仕事の仕方と全く異なり、地域の現場のリアリティを持って考えていく必要があります。

## 活動委員会 2009年度活動報告

第7回総会では、活動委員作成の活動報告が行われました。後藤房江委員のパワーポイントによる活動報告は、2009年度の活動委員会の取り組みをわかりやすくまとめ、委員会の1年間の活動を報告できました。



『活動報告の様子』

**活動委員会**

- 2009年度は12回開催
- レジュメに沿って
  - \* 報告事項
  - \* 協議事項
  - \* その他 情報提供・交流

午前10:00~12:00までの2時間はあつという間です!!

ワーキンググループ『追跡調査隊』発足

**消費者被害アンケート・めやすほこ <通信販売編>**

報告の一部

**内部学習会**

不当広告についての講義とワークショップ  
「意外に多い?」  
景品表示法と特定商取引法違反」

消費生活課・落合氏より説明

広告チェック中

**2010年度の活動委員会は...**

活動委員は、調査などの情報収集はもちろん、学習会などに参加して消費者力を身につけ、**消費者が泣き寝入りすることのない、消費者市民社会の形成**に役立つよう、消費者被害をなくすための活動をさらにすすめていきます

今後とも皆様のご指導・ご協力  
よろしくお願いたします。



# 第46回埼玉県消費者大会

2010年10月14日(木) 埼玉会館にて開催!

全体会(大ホール) 10:30~12:30

- ・オープニング 松山婦人会コーラス部
- ・基調報告
- ・記念講演「いまを、いきいきと生きる」  
～ひとりからはじまる、社会との向き合い方～  
講師：澤地久枝氏(ノンフィクション作家)

分科会(小ホール/会議室) 13:30~15:45

- ① 食 ②医療/社会保障 ③消費者問題
- ④ 環境 ⑤教育/子育て

保育あります  
(有料・要申込)



【お申込・お問合せ：消費者大会事務局 TEL 048-844-8971】

## 出前講座(リニューアル版)を配布中

なくす会では出前講座を会員の方々へご案内し、消費者問題や消費者行政関連の啓発活動を行っています。会員団体へは今回一部づつ配布しておりますが、個人の方でもご希望があればお渡しします。また、データでもお送りできますのでご要望は事務局までご連絡ください。

なくす会の検討委員(弁護士・司法書士・消費生活相談員)中心に講師派遣をいたします。内容や講師の選定はご相談いただいた上でコーディネートいたしますのでご活用ください!

## 明日の「権利の守り手」を育てるために!

### 司法修習生の給費制の存続を求める署名にご協力ください

法律家(裁判官・検察官・弁護士)の卵である司法修習生は1年間の司法修習があり、その間のアルバイトは禁止されています。これまで修習生へは給与が支払われてきましたが、貸与制に切り替わる改正裁判所法の施行期日が今年11月に迫っています。試験・就職等のリスクや経済的負担の大きさが敬遠されて法律家を目指す人が減っている中、給費制廃止は追いつちになります。

司法修習生の修習費用の給費制を存続させるため、裁判法の改正を求める署名にご協力下さい。

\*同封の署名用紙に御署名いただき、事務局までお送り下さい。 署名締切 8月25日

この間の会議	理事会	第6回 2010/5/27	第7回 2010/6/29
	検討委員会	第6回 2010/5/27	2010年度第1回 2010/7/26
	活動委員会	第11回 2010/6/17	2010年度第1回 2010/7/13

\*商品事故・契約トラブルにあった時は最寄りの消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ相談しましょう。 **埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL 048(261)0999**

\*「消費者ホットライン」では身近な消費生活相談窓口をご案内。(郵便番号入力が便利)

**全国共通の電話番号 0570-064-370 (ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)**

土日祝日など、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、毎日(年末年始を除く)利用が可能です。